

厚生だより

2023

11

編集・発行／(一財)広島市職員互助会・広島市職員共済組合
広島市企画総務局人事部福利課

令和5年(2023年)11月1日号



ベネフィット・ステーションからのお知らせ

- P1 ご利用ください! 「健康増進・リフレッシュ補助券」

開催・実施します

- P3～4 互助会招待事業(広響・演劇等)

健康・相談

- P8 職員定期健康診断個人票の提出をお願いします
- P8 定期健康診断の再検査を受けましょう
- P13 ニコニコ(2525) 過ごそう!
毎月25日はメンタルヘルス推進日^^
- P13 集団分析結果説明会のご案内
- P14 笑顔でヘルシーダイヤル(電話健康相談)

お知らせします

- P2 個人型確定拠出年金「iDeCo」に係る事業主の証明について
- P4 総合文化祭開催
- P5 職員互助会グループ保険・総合医療保険還付金(配当金)のお知らせ
- P6 積立年金保険制度 退職時の取扱い
- P7 マイナンバーカードの保険証利用について
- P7 年末調整のための「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の送付
- P9 遺族厚生年金
- P10 職員共済組合で貸付を行っています
- P11 貸付金交付後の事後手続
- P11 特約店のお知らせ

ご利用ください！「健康増進・リフレッシュ補助券」

日帰り入浴施設

過ごしやすい季節となりました。

「健康増進・リフレッシュ補助券」を使って、温泉などでリフレッシュはいかがでしょう。

次の「日帰り入浴施設」でも「健康増進・リフレッシュ補助券」がご利用いただけます。

(ただし、こども料金等で1人500円未満は利用不可)



施設名	所在地	利用ルール
クアハウス神田山荘	東区牛田新町1-16-1	1人1回の購入につき補助券1枚利用可
満天の湯(可部)	安佐北区可部7-4-13	
湯来ロッジ	佐伯区湯来町大字多田2563-1	
ゆらゆら	佐伯区利松2-17-10	
アジアリゾート・スパシール	安芸郡坂町平成ヶ浜3-2-11	
ほの湯(宇品)	南区宇品東3-4-34	①1回利用の場合、1人1回の購入につき補助券1枚利用可(利用対象は大人入泉料のみ) ②チムジルバン汗蒸洞は1人1回の購入につき補助券1枚利用可(大人入泉料とチムジルバン汗蒸洞の併用不可) ※除外日 5月3日～5日、8月13日～15日、12月29日～1月3日
ほの湯(楽々園)	佐伯区楽々園5-7-1	
ふかわの湯	安佐北区小河原町199	①回数券は2枚利用可
湯の山温泉館	佐伯区湯来町大字和田471	②1回利用の場合、1人1回の購入につき補助券1枚利用可
クアハウス湯の山	佐伯区湯来町大字和田443	①回数券・1か月定期は3枚利用可 ②1回利用の場合、1人1回の購入につき補助券1枚利用可

「健康増進・リフレッシュ補助券」利用に当たってご注意ください！

よろしくお祈いします



「健康増進・リフレッシュ補助券」を、**利用対象外の施設**で提示されるケースを複数確認しております。

利用可能な施設は、「令和5年度利用ガイド」に記載しておりますので、**必ず利用前にご確認**をお願いします。

利用対象外施設での提示や利用は、トラブルとなる可能性がありますのでご注意ください。

「健康増進・リフレッシュ補助券」サンフレッチェ広島の利用終了について

現在、サンフレッチェ広島の当日券購入に「健康増進・リフレッシュ補助券」をご利用いただいておりますが、来シーズンから新スタジアムへ移行されることに伴い、今シーズンをもって取扱いが終了となります。何卒ご理解いただきますようお願いします。

会員専用サイトには「スポーツ」「健康」メニューなどもあります。ご利用ください！



例えば・・・

[メニューNo.625306] スポーツクラブ ルネサンス

Web会員証で施設利用料金 **1980円/1回** ほか

- ・ルネサンス広島東千田(中区東千田町1-1-26)
- ・ルネサンス広島緑井(安佐南区緑井1-5-2)
- ・ルネサンス広島ボールパークタウン(南区南蟹屋2-3-3)

個人型確定拠出年金「iDeCo」に係る事業主の証明について

福利課

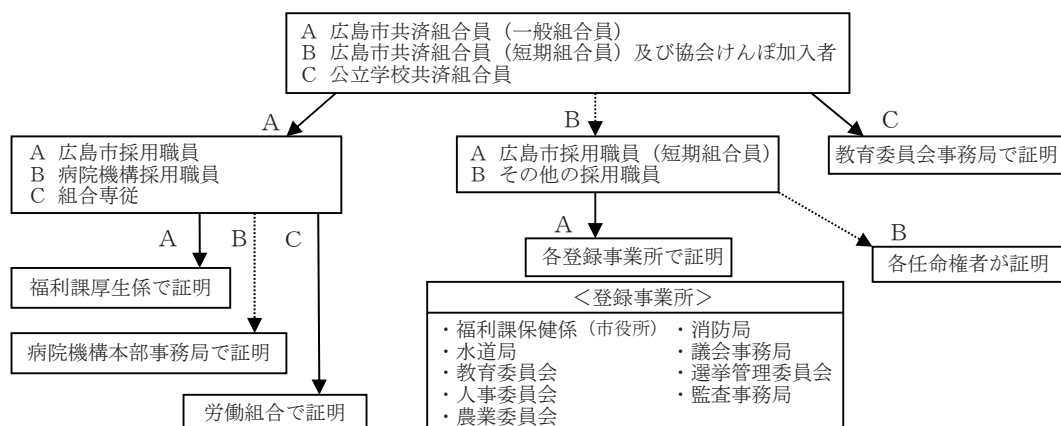
☎内81-2357
☎504-2060

概要	
個人型確定拠出年金 (iDeCo) とは	公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつで、国民年金基金連合会が実施しています。加入者が掛金を定めて拠出し、加入者の判断で運用商品を選択し、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定されるものです。運用リスクは加入者本人が負うこととなりますので、運用結果は自己責任です。
掛金の拠出限度額等	(公務員 (共済組合員) の場合) 月額12,000円。5,000円以上から、1,000円単位で設定可能です。 別途、加入時の手数料や口座管理手数料がかかります (管理運営機関により異なります)。
税制	掛金は、小規模共済等掛金控除として全額所得控除されます。 また、運用益も非課税となり、受取時にも控除が適用されます。
払出	原則60歳まで引き出すことはできません。 また、加入時の年齢によって受給開始時期が異なります。
解約	途中での解約はできません。
募集時期	随時募集しています。iDeCoを取扱う管理運営機関へ直接申し込んでください。
加入までの流れ	(例) 広島市職員共済組合員が、福利課厚生係で証明手続きを受けて加入申込を行う場合 ①運営管理機関・運用商品の選択 【加入者 ⇄ 管理運営機関】 ②加入申出書・事業主証明書の入手 【管理運営機関 ⇒ 加入者】 ③事業主の証明 【加入者 ⇄ 福利課厚生係】 ④加入申込 【加入者 ⇒ 管理運営機関】
事業主の証明に必要な書類	事業主の証明に必要な書類については、証明手続きの担当部署にお問い合わせください。 (例) 福利課厚生係が、広島市職員共済組合員の証明手続きを行う場合は、次の書類が必要です。 ・「第2号加入者に係る事業主の証明書 (共済組合員用)」 ・「基礎年金番号等の提供に関する同意書 (広島市職員共済組合提出用)」 ・「基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書 (広島市提出用)」 ・「基礎年金番号のわかるもの (ねんきん定期便、給付算定基礎額残高通知書など) の写し」

加入を希望する場合、まずは、iDeCoを取扱う管理運営機関 (金融機関) をご自身で選択してください。
なお、個人型確定拠出年金 (iDeCo) への加入申込に際し必要となる「事業主の証明」は、加入されている年金制度により証明手続きを行う部署が異なります。

- 1 広島市職員共済組合員 (一般組合員) (※) については、福利課厚生係で証明手続きを行います。
(※地方独立行政法人広島市立病院機構採用の共済組合員については、機構本部経営管理課で証明手続きを行います。)
- 2 教育委員会所属の公立学校共済組合員 (※) については、①総務課又は②教育給与課で証明手続きを行います。
(※①高等学校・幼稚園・中等教育学校 (後期) ②小学校・中学校・中等教育学校 (前期)・特別支援学校)
- 3 広島市職員共済組合員 (短期組合員) 及び協会けんぽ加入者については、各任命権者 (※) で証明手続きを行います。
(※任命権者が教育委員会の場合は、2と同様の取扱いとなります。)

(参考) 事業主証明事務の担当部署フロー図



互助会招待事業

(広響・演劇等)

12月開催分
参加希望者募集!!

互助会

☎内81-2356
☎504-2063



広島交響楽団定期演奏会

募集内容

第436回広島交響楽団定期演奏会 (創立60周年記念プレミアム定期(2))

【日時】12月2日(土) 15:00開演 (14:00開場)

【会場】広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)

【募集人数】26人

【負担金】S席 3,000円 A席 2,800円 B席 2,500円

申込期限

11月9日(木) 23:59まで

※当選者には11月15日頃に通知書を発送します。
申込期限後のキャンセル、変更等はできません。



【指揮】ウラディーミル・フェドセーエフ

【ピアノ】ニコライ・ルガンスキー

【曲目】ラフマニノフ (生誕150周年):

ピアノ協奏曲第2番ハ短調作品18
交響曲第2番ホ短調作品27

ラフマニノフ生誕150周年シリーズの締めくくり。

最も演奏頻度の高い2作品を、ラフマニノフ演奏における
最高峰の指揮者とソリストを揃え、特別なひとときを皆様と
繋ぐ、創立60周年を祝福する広響からの贈り物です。



ウラディーミル・フェドセーエフ
©Roman Goncharov

演劇等鑑賞会 (狂言)

募集内容

【日時】12月2日(土) 〈昼の部〉13:30開演 (13:00開場)

〈夜の部〉18:00開演 (17:30開場)

【会場】JMSアステールプラザ中ホール

【募集人数】昼の部…60人 夜の部…60人

【負担金】S席 2,000円 A席 1,600円

申込期限

11月8日(水) 23:59まで

※当選者には11月15日頃に通知書を発送します。
申込期限後のキャンセル、変更等はできません。

【演 目】 昼の部 解説
 蚊相撲 (かずもう)
 惣八 (そうはち)
 蟹山伏 (かにやまぶし)

夜の部 解説
 竹生島詣 (ちくぶしままいり)
 梟 (ふくろう)
 靱猿 (うつぼざる)



蟹山伏 ©上杉 遥之

参加希望の方は互助会Web申込システムから

申込方法

互助会Webサイト <https://hgojokai.or.jp> 内の専用フォーム（下記のQRコードを読み込むと便利です。）

申込受付：11月1日(水)から

※専用フォームからの申込後、互助会への着信の有無等の問い合わせについては、お答えできませんのでご了承ください。

対象者

互助会会員及びその家族（配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹）

※配偶者の父母、子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者は対象外

チケットの受け取り方法

当選通知書と負担金を互助会窓口へ持参し、チケットと引き換えてください。

なお、チケットの郵送を希望される場合は、所属に送付し、負担金は振り込み（振込手数料は本人負担）となります。

総合文化祭開催

11月11日(土)～17日(金)
 鷹野橋職員会館ほか

互助会

☎内81-2353
 ☎504-2063

作品展示会

絵画・写真・書・手工芸・生花など。

11月12日(日)～11月17日(金)

午前9時～午後8時30分（最終日は午後5時まで）

鷹野橋職員会館 2階体育ホール

※パンフレットの掲載は締め切りしましたが、作品展示は受け付けています。

サークル合同発表会

弦楽器、合唱部、鳴子踊り部の各サークルによる合同発表会を行います。

お誘い合わせのうえ、多数ご来場ください。

11月14日(火) 午後6時15分～7時15分

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）

5階研修室

囲碁大会

11月11日(土) 午前10時～

鷹野橋職員会館 3階ミーティングルーム

対局方法 Aリーグ（原則三段以上）、Bリーグ（原則二段以下）

賞品 各リーグとも1位～3位までの入賞者に記念品。

申込 11月2日(木)までに小河（中区生活課☎89-672）又は北崎（財政局徴収企画課☎89-709）まで申し込んでください。

職員互助会グループ保険・総合医療保険 還付金（配当金）のお知らせ

互助会

☎内81-2353・2358

☎504-2063



令和4年度（保険期間：令和4年8月1日～令和5年7月31日）の配当金は、令和5年10月20日（金）に個人口座にお振込みいたしました。

職員互助会グループ保険・総合医療保険は、毎年8月1日から翌年7月31日の1年間で商品別に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。^{*1 *4}

お支払いの実績^{*2}

保険期間（1年間）
令和4年8月1日～令和5年7月31日

〔職員互助会グループ保険〕**7件**
約**243万円**

〔総合医療保険〕**150件**
約**1,208万円**

団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料です。

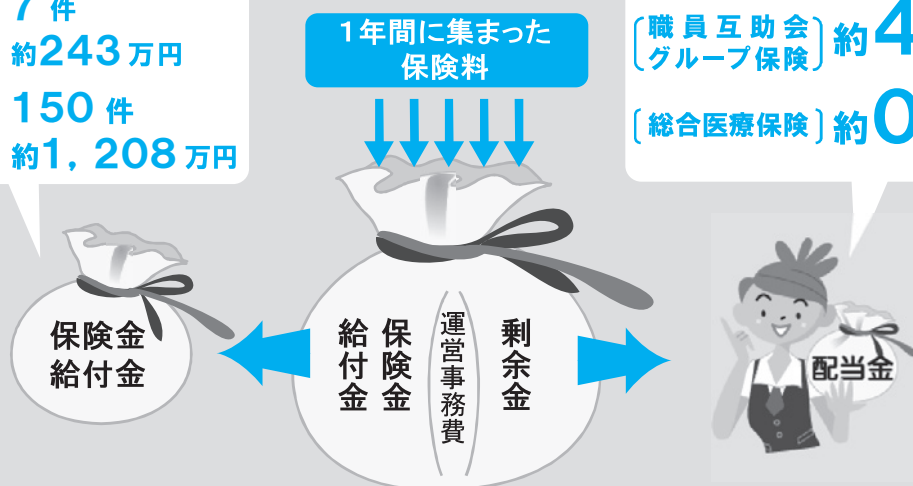
配当還元率^{*3}

〔年間払込保険料に対する配当金の割合〕

保険期間（1年間）
令和4年8月1日～令和5年7月31日

〔職員互助会グループ保険〕約**47.8%**

〔総合医療保険〕約**0.1%**



- *1 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- *2 記載の保険期間の制度に基づくものであり、現在の制度と異なる場合があります。
- *3 記載の保険期間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
- *4 同時募集の3大疾病保険は、配当金の取扱いはありません。

職員互助会グループ保険・総合医療保険・3大疾病保障保険に関する専用のメールアドレスをご用意しました。

『ちょっと聞いてみたいけど、誰に聞いたら良いか分からない』

ご不明な点はお気軽にEメールでお問合せください。専任の担当者をご相談にお応えします。

【✉️ 専用メールアドレス】 nissay-hiroshimaRM@nissay.co.jp

※事務幹事会社（日本生命保険相互会社）の互助会制度専用メールアドレスです。

積立年金保険制度 退職時の取扱い

互助会

☎内81-2353
☎504-2063

今年度末退職予定の加入者は早期退職者のみとなりますが、事前に申し出いただくことで制度説明会に参加いただくことができます。
参加希望の方は、以下の流れとなります。

10月末まで

●個別相談会参加のための案内送付希望締切日

※「早期退職者」については、退職予定者として情報提供されないため、加入者から申し出をいただく必要があります。

12月上旬頃

●個別相談会日程の通知と予約の開始

希望の日時を伺いまして、日程調整の上、予約時間を折り返し連絡（1月中旬頃）します。

1月下旬～2月上旬を予定

●個別相談会の開催

個別相談会によるコンサルティングを行います。
相談時間として一人につき1時間を割り当てています。
（場所：鷹野橋職員会館）



その場でお手続きすることも可能です。

一旦お持ち帰りになり、検討いただいた上で後日お手続きすることも可能です。

3月上旬

●手続きの完了

ご退職前に手続きが完了しますので安心です。

マイナンバーカードの保険証 利用について

職員共済組合

☎内81-2367
☎504-2062

健康保険証利用の申込みをすることで、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにすることで、専用サイト（マイナポータル）で自身の特定健診情報や薬剤情報を把握できるとともに、本人が同意をすれば、これらの情報を医師等と共有し、データに基づく医療が受けられるようになります。



利用申込はカンタン！



ここを
クリック！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込みが必要です。利用の申込みは、マイナポータル*やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでできます。



(*）子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

年末調整のための 「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」 の送付

職員共済組合

☎内81-2361
☎504-2061

1 住宅の取得等により、令和4年以前に入居又は増改築された方

住宅の新築、購入又は増改築のため職員共済組合から貸付を受け、令和4年以前に入居し定められた要件に該当する方は、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

なお、既に住宅借入金等特別控除を受け、最初の年に職員共済組合へ「交付願」を提出している方には、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を10月に送付しましたので年末調整にご使用ください。まだこの証明書が届いていない場合は、職員共済組合までご連絡ください。

2 住宅の取得等により、令和5年中に入居又は増改築された方

住宅の新築、購入又は増改築のため職員共済組合から貸付を受け、令和5年中に入居し定められた要件に該当する方は、税務署で確定申告をすることにより、住宅借入金等特別控除を受けることができます。この確定申告に必要な「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は令和6年1月下旬から発行します。詳しくは「厚生だより令和6年1月1日号」に掲載します。

職員定期健康診断を人間ドックで代用される職員のみなさまへ 職員定期健康診断個人票の提出 をお願いします

福利課

☎81-2365-2374・2375
☎504-2062

職員定期健康診断については、労働安全衛生法第66条及び広島市職員安全衛生管理規則第15条において、職員（労働者）は、事業者が行う健康診断を受けなければならないとされています。

例年人間ドックを受診しているにもかかわらず、職員定期健康診断個人票を人間ドック受診機関に提出しなかったために、未受診者の扱いとなっている職員がいらっしゃいます。

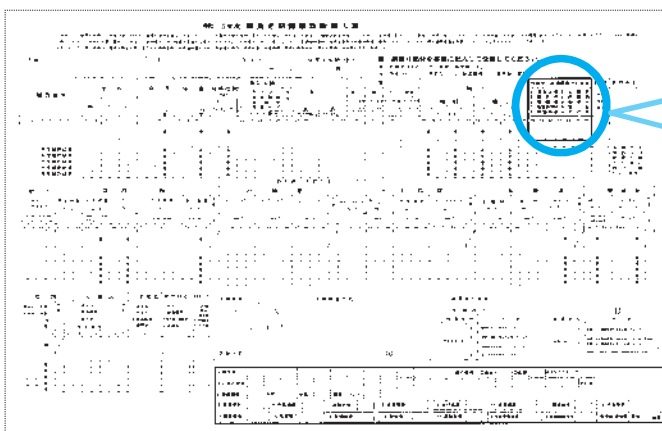
人間ドックで代用される場合は、職員定期健康診断個人票の網掛け部分を事前に記入のうえ、

必ず職員定期健康診断個人票を人間ドック受診機関に提出してください。

（受診当日に個人票を忘れた場合は、速やかに人間ドック受診機関に提出してください。）

なお、対象は市長事務部局、行政委員会（学校を除く）、消防局、公益的法人に派遣されている職員の方です。それ以外の方は、各事業主の庶務担当にお問い合わせください。

【職員定期健康診断個人票（ピンク色）】



治療中・経過観察中の疾病がある人は、必ず該当する番号を記入してください。
記入した項目と関連のある検査項目値が再検査の場合は再検査対象外となります。

定期健康診断の 再検査を受けましょう

福利課

☎81-2365-2374・2375
☎504-2062

福利課から定期健康診断再検査受診の通知があった方は、次の場所で再検査を実施します。

ご自身の健康管理のため、速やかに受診してください（受診の際には、必ず再検査個人票をご持参ください）。

なお、再検査以外の検査はできませんので、お間違えのないよう、ご注意ください。

※健康に関する相談は、随時、福利課保健師（内線2374・2375）がお受けしますのでご利用ください。

【本庁舎】16階保健室 月曜日・水曜日・金曜日
9:00-11:30 13:30-15:00

※休診となる場合がありますので、指定日時で都合の悪い場合は事前に福利課にお問い合わせください。

【巡回会場】（11月）

巡回会場で成人男性の風しん抗体検査が受検できます（クーポン券持参）

実施日	再検査場所・受付時間	
24日 (金)	東区役所（5階講堂） 8：45～10：15	
8日 (水)	佐伯区役所（6階601会議室） 11：00～12：30	南区役所（4階4-1会議室） 14：30～16：00
9日 (木)	安佐北環境事業所（2階医務室） 11：30～13：00	安佐北区役所（3階入札室） 14：30～16：00
10日 (金)	安佐南環境事業所（2階協議室） 11：30～13：00	安佐南区役所（3階第4会議室） 14：30～16：00
7日 (火)	下水道局管理部（地下大会議室） 8：45～10：15	西環境事業所（1階医務室） 11：30～13：00
16日 (木)	西区役所（4階研修室） 8：45～10：15	中環境事業所（2階医務室） 11：30～13：00
28日 (火)	安芸区役所（5階講堂） 8：45～10：15	安芸環境事業所（2階医務室） 11：30～13：00

- ・やむを得ず指定場所での受診が困難な場合は、最寄りの医療機関での受診結果を再検査結果に用いることも可能です。（検査にかかる費用は自己負担となります。）
- ・医療機関で再検査を受診した場合、福利課から送付された個人票に結果を添付又は記入し、必ず福利課へご提出ください。
- ・対象は市長事務部局、行政委員会（学校を除く）、消防局、公益的法人に派遣されている職員の方です。

1 遺族厚生年金の支給要件について

遺族厚生年金は、組合員（被保険者）または組合員（被保険者）であった方が、次の①～④のいずれかに該当して死亡した場合、その方によって生計を維持していた遺族に支給されます。

なお、遺族厚生年金の支給を受ける方が子のある配偶者または子の場合には、原則として遺族基礎年金も支給されます。

【短期要件】

- ① 組合員（被保険者）が在職中に死亡したとき
- ② 組合員（被保険者）であった者が退職後に、組合員（被保険者）であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 障害厚生（共済）年金または障害年金の受給権者（障害等級が1級または2級である場合に限りま

※ ただし、①及び②の場合、死亡したものについて保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が国民年金加入期間（注）の3分の2以上ある必要があります。

（注）国民年金、厚生年金保険に加入している期間のうち、保険料納付期間（保険料免除期間を含む。）

【長期要件】

- ④ 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者またはその受給資格期間を満たした人が死亡したとき

〈短期要件と長期要件の特徴〉

	短 期 要 件	長 期 要 件
年金の支払	死亡した方が職員共済組合以外の実施機関の期間（民間企業に勤務していた期間など）を有している場合、職員共済組合がまとめて支払います。	死亡した方が職員共済組合以外の実施機関の被保険者期間を有している場合、それぞれの実施機関が支払います。
算定基礎期間	組合員（被保険者）期間が25年未満である場合、遺族厚生年金の算定期間を25年として計算します。	遺族厚生年金の算定期間を実際に参加した組合員（被保険者）期間で計算します。
給付乗率	定率によります。	死亡した方の生年月日に応じた経過措置があります。

（注）死亡した方が、支給要件の①、②、③（短期要件）のいずれかに該当し、かつ④（長期要件）にも該当するときは、申し出により、年金額が高い方の計算方法で決定します。

2 遺族の範囲について

- ① 配偶者と子（夫の場合は55歳以上、子の場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子、または障害等級が1級もしくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の子に限りま
- ② 父母（55歳以上に限りま
- ③ 孫（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の孫、または障害等級が1級もしくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の孫に限りま
- ④ 祖父母（55歳以上に限りま

（注1）死亡した方の死亡の当時、胎児であった子が出生した場合には、その子は、死亡した方の死亡の当時その方によって生計を維持していたものとみなされます。

（注2）配偶者については、届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

（注3）同順位者が2人以上いる場合には、その人数によって等分して支給することとされています。また、遺族が2人以上いる場合には、①から④の順序で遺族厚生年金を支給することとされており、次順位に該当する場合は受給権を得られません（例えば、死亡した方の配偶者と子に受給権がある場合、死亡した方の父母、孫および祖父母は受給権を得られません。）。

（注4）孫については、その親と生計を共にしている場合は、遺族に該当しません。

職員共済組合で貸付を行っています

職員共済組合

☎内81-2361

☎504-2061

職員共済組合では、職員共済組合員の臨時の支出に対する貸付を行っています。職員共済組合の貸付は、借入時の連帯保証人・保証料・抵当権設定が不要であり、返済時の繰上償還手数料も不要です。

詳しくは職員共済組合へお問い合わせいただくか、庁内WEB及び全庁資料室に掲載している「職員共済組合ハンドブック」をご覧ください。

貸付の概要

種 別		対 象	限 度 額	償 還 回 数	貸付利率 (変動利率) 令和5年11月1日現在
普通	自動車貸付	自己の用に供する自動車購入	200万円	120回以内	1.26%
	出産貸付	組合員又はその被扶養者の出産	20万円		
特別	医療貸付	組合員又はその被扶養者の保険のきかない医療	100万円	120回以内	1.26%
	入学貸付	組合員又はその被扶養者等の入学（高校以上）	200万円 (高校は30万円)		
	結婚貸付	組合員又はその被扶養者等の婚姻	200万円		
	葬祭貸付	組合員の配偶者、子又は父母等の葬祭	200万円	150回以内	
	修学貸付	組合員又はその被扶養者等の修学（高校以上）	1か月につき15万円 (年度単位、修業年限以内)		
住宅	新築、増改築、修理、購入、敷地の購入	組合員が居住する住宅の取得、又は改修等（ただし組合員期間1年以上）	1,800万円	360回以内	1.26%
	在宅介護対応住宅加算	要介護者に配慮した構造を有する住宅を取得する際に住宅貸付額に加算	300万円		1.00%
災害	災害家財貸付	組合員の家財に係る災害等による損害	200万円	360回以内	0.93%
	災害住宅貸付	組合員の住宅、敷地に係る災害による損害	1,800万円		
	災害再貸付	住宅又は災害住宅貸付を受けている組合員の住宅、敷地に係る災害による損害	1,900万円		

貸付金交付後の事後手続

職員共済組合

☎内81-2361
☎504-2061

職員共済組合から住宅資金等の借入れをされた方は、必ず期限内に事後確認のための書類を次のとおり提出してください。

貸付区分	提出書類（○印をしたもの）						提出期限
	完了届 （決定時に 送付済）	土地の登 記事項証 明書 *1	建物の登 記事項証 明書 *1	住民票 *2	領収書 （写）	竣工検査 済証（写）	
新築	○		○	○	○		貸付金 交付後 6か月以内
増改築	建築確認が必要なもの	○			○	○	
	建築確認が不要なもの	○			○		
修理	○				○		
土地の購入	○	○					
土地付住宅の購入	○	○	○	○			
自動車購入	○	借受人名義の自動車検査証（写）及び 自動車検査証記録事項（写）					交付後 2か月以内
結婚貸付	婚姻を証する書類（戸籍謄本等）						婚姻後 1か月以内
入学・修学貸付	入学後又は進級年度の在学証明書（写）						入学後又は交付 後1か月以内

* 1 提出日前3か月以内に発行されたもの。コピー不可。

* 2 個人番号（マイナンバー）の記載のないもので、提出日前3か月以内に発行されたもの。コピー不可。

〈住宅貸付を受けておられる方の注意事項〉

- 土地を購入するため貸付を受けた方は、貸付の時から5年以内に住宅の建築に着手しなければなりません。住宅を建築されたときは、直ちに住宅建築完了届及び建物の登記事項証明書、住民票を提出してください。
- 住宅貸付の借受人は、貸付金の償還が完了するまで当該貸付に係る不動産を他の者に貸付けたり、譲渡したりすることはできません。
- 申請住所と現住所が異なるなど、貸付条件に違反する場合は即時償還となりますのでご注意ください。

特約店のお知らせ

互助会

☎内81-2356
☎504-2063

変更 下記の特約店に変更がありましたので、お知らせします。

【進物・雑貨部門】	(株)大進本店	
割引率	旧	新
	5%~10%	3%

(一財)広島市職員互助会特約店 JR西日本プロパティーズ株式会社

互助会会員
購入特典

プレディア舟入本町リバーテラス

売買価格(税込)の**0.5%割引**(諸費用に
充当)

PREDEAR

プレディア舟入本町リバーテラス



家族の
ライフステージに合わせて
フレキシブルに空間をたのしむ
中区舟入の2LDK。

角住戸

全戸
リバービュー
約120m開放

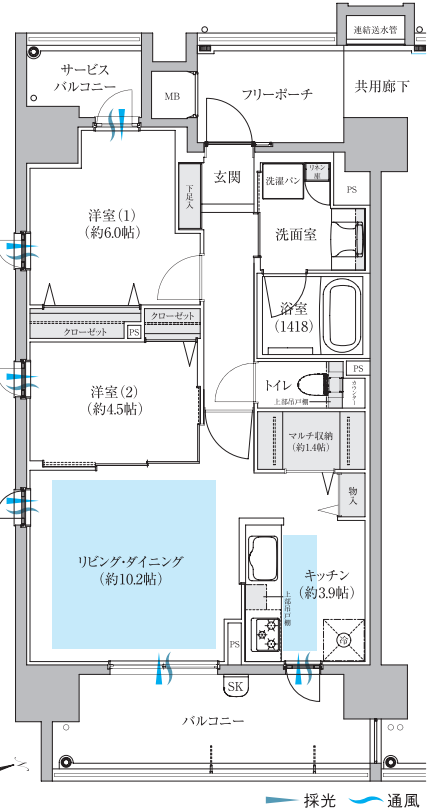
リバービュー
勝手口
キッチン
※Aタイプを除く

全戸
WIC or マルチ
収納採用
※WIC=ウォークインクローゼット

B
TYPE
基本プラン

2LDK+マルチ収納 住居専有面積 60.75㎡(約18.37坪)

3面開口がうれしい角住戸。コーナー建具の採用でリビングダイニングと間続きで使ったり、閉じて個室とフレキシブルに空間を使えます。大型マルチ収納にまとめ買いや災害用備蓄もできて、キッチンから勝手口を通りバルコニーへ出入りできるのも魅力。



「舟入本町」バス停
徒歩 5分
約330m

「本通り」バス停まで
乗車 8分
約8分

「舟入本町」電停
(十日市方面)
徒歩 6分
約410m

「紙屋町西」電停まで
乗車 15分
約15分

広島市立神崎小学校
徒歩 7分
約560m

広島市立舟入市民病院
徒歩 9分
約680m

完全
予約制

プレディア舟入本町リバーテラス

〈先着順申込受付中〉 マンションギャラリー公開中

先着順
販売価格

専有面積 48.02㎡【1LDK】
2,978万円~

角住戸
専有面積 60.75㎡【2LDK】
3,788万円~

角住戸
専有面積 68.65㎡【3LDK】
4,598万円

〈売主〉

JR西日本プロパティーズ

国土交通大臣免許(2)第9056号、(一社)不動産協会会員、
(一社)不動産流通経営協会会員、
(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟
中国・九州支社〒732-0822
広島市南区松原町2番62号(広島Jビルディング7階)
https://www.jrwpc.jp/

〈販売代理〉

三井不動産リアルティ中国
MITSUBI FUDOSAN REALTY CHUGOKU

国土交通大臣免許(7)第5169号、(一社)不動産流通経営協会会員、
(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟
〒730-0037
広島県広島市中区中町9番12号(中町三井ビル6階)
https://www.mf-rc.com/jp/chugoku/

〈販売代理〉

KCE Inc. 株式会社 KCE

広島県知事免許(4)第9303号、
(公社)広島県宅地建物取引協議会会員
〒733-0002
広島県広島市西区橋本町三丁目3番1号
http://kce-inc.co.jp/



お問い合わせは、ご来場予約は「プレディア舟入本町リバーテラス」マンションギャラリー

0120-159-373

◎営業時間/平日:午前10時~午後5時、土・日・祝:午前10時~午後6時 ◎休休日/火・水曜日



【プレディア舟入本町リバーテラス 物件概要】所在地/広島市中区舟入本町20-1他(地番)住居表示/広島市中区舟入本町(以下未定)交通/広島電鉄「舟入本町」バス停徒歩5分、広島電鉄「舟入本町」電停徒歩5分■総戸数/36戸■敷地面積/547.90㎡■用途地域/商業地域■建ぺい率/80%■容積率/400%■建築面積/279.86㎡■延床面積/2,566.27㎡■構造・規模/鉄筋コンクリート造地上13階建■建築確認番号/第ER1-22017888号(令和4年7月20日付)■分譲後の権利形態/専有部分は区分所有権、敷地・共用部分は専有面積割合による所有権の共有■駐車場/総戸数36戸に対して24台(平置2台・機械式22台)月額使用料:1,600円~25,000円■バイク置場/(バイク)2台、(ミニバイク)5台月額使用料:(バイク)2,000円、(ミニバイク)1,000円■自転車置場/総戸数36戸に対して65台月額使用料:150円~500円■管理形態/区分所有者全員により管理組合を結成し、管理会社に委託■管理員形態/通勤■建物竣工時期/2024年1月下旬■入居時期/2024年3月下旬■管理会社/JR西日本住宅サービス株式会社■施工/山陽工業株式会社■手付金等の保全措置の概要/全国不動産信用保証株式会社■住宅性能表示制度/設計住宅性能評価書取得済、建設住宅性能評価書取得済【販売概要(先着順)】●販売戸数/6戸●間取り/1LDK~3LDK●専有面積/48.02㎡~68.65㎡●バルコニー面積/9.36㎡~11.87㎡●サービスバルコニー面積/3.22㎡~3.37㎡●フリーポーチ面積/1.79㎡~5.27㎡●販売価格/2,978万円~4,598万円●管理費(月額)/7,010円~9,410円●修繕積立金(月額)/7,680円~10,980円●管理準備金(引渡時一括)/11,220円~16,020円●修繕積立金(引渡時一括)/530,000円~758,000円●申込受付場所/「プレディア舟入本町」リバーテラスマンションギャラリー※管理費にはインターネット利用料を含みます。町内会費(月額200円/戸)を管理費等お支払い時に別途徴収いたします。※販売価格には建物に係る消費税率10%相当額を含みます。※先着順販売のため、ご希望の住戸が販売済みの場合はご容赦ください。※広告有効期限/2023年11月末日

※記載の距離は住宅地図を基に現地からの最短距離を計測したものです。※徒歩での所要時間は、徒歩80m/分で計算し、端数を切り上げた概算です。※電車・バスの所要時間は、通勤時間帯(AM7:30~9:00)に目的地に到着する最多本数の所要時間です。※広島電鉄株式会社ホームページ(2022年9月11日現在)※周辺環境の情報については2023年9月現在の状況です。

ニコニコ（2525）過ごそう！ 毎月25日はメンタルヘルス推進日^^

福利課

☎81-2365-2374・2375
☎504-2062

毎月25日のメンタルヘルス推進日には、ご自身の心身の健康状態を振り返りつつ、セルフケアを心がけましょう。メンタルヘルス推進日には、庁内LAN掲示板等を通じて各種相談窓口等（本紙にも掲載）の情報発信を行います。

ココロ

😊ココロをラクにするコツ ～相談上手になろう～😊

悩み、ストレスで心が辛いときには、誰かに相談しましょう。人と話すと閉じ込めていた思いを打ち明けることができほっとしたり、自分ひとりでは気づかなかった問題点を見つけたりすることができます。

相談相手は、家族や友人、同僚など、自分にとって身近な人がよいでしょう。症状への不安、仕事の悩みなど、心配なことに合わせて相談する相手を選んでよいでしょう。

身近な相手に打ち明けることに抵抗があるなら、電話相談やメール相談を利用するのもよいでしょう。



集団分析結果説明会のご案内

福利課

☎81-2365-2375
☎504-2062

職員のこころの健康に効果的であるとされている「良好な職場環境づくり」は管理監督者の責務として位置づけられています。「良好な職場環境づくり」のためには、自職場を客観的に評価し、状況に応じ職場環境改善を行うことが大切です。

ストレスチェックの「集団分析結果」についての説明、および結果を職場環境改善につなげるために必要な知識を学んでいただけますので、ぜひご参加ください。

- 【日 時】 令和5年11月28日（火）14：00～15：30（13：30開場）
令和5年12月1日（金）10：00～11：30（9：30開場）
14：00～15：30（13：30開場）

（※）同じ内容のため、いずれかを受講してください

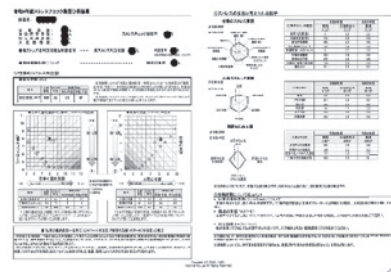
【場 所】 市役所本庁舎2階講堂

【対象者】 「集団分析結果」を配付した職場^{（※）}管理監督者

（※）11月中旬頃、ストレスチェックの有効回答数が原則7人以上の所属に部長より配付します。

【内 容】 集団分析結果の見方や留意点を学び、自職場の結果に応じた職場環境改善の進め方について学ぶ

【講 師】 一般財団法人 広島県集団健診協会 保健師 尾上 美代子 氏



※詳細は開催通知をご覧ください

〈プライバシーは守られます〉

笑顔でヘルシーダイヤル 共 市 (電話健康相談)

「急病」の時や「今すぐ相談したい」時、年中無休で24時間対応の電話健康相談(通話料無料)をご利用ください。専門のスタッフが即時相談に応じます。(携帯電話からの相談も可能です。)

【職員共済組合員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「職員共済組合員」又は「職員共済組合員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-003

【上記以外の広島市職員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「広島市職員」又は「広島市職員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-922

障害者である職員の合理的配慮についての相談 市

障害者である職員の合理的配慮についての相談を人事課で受け付けています。

【電話番号】

082-504-2050(内線2314)

【電子メールアドレス(専用)】

hairyo-soudan@city.hiroshima.lg.jp

【相談方法】電話、電子メール、面接等

ハラスメントに関する相談 市

働きやすい職場環境を実現するためには、勇気を出して相談するなど行動することが大切です。

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」についての相談・苦情を受け付けています。

各局・区等に相談員を配置していません(全庁資料室参照)。次の相談員に相談することもできます。

【男性相談員(人事課服務監理担当課長)】

m-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2049(直通)又は内線2319

【女性相談員(福利課職員健康管理担当課長)】

f-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2059(直通)又は内線2370

【女性相談員(人事課長)】

504-2048(直通)又は2310

健康相談室 共 市

☎240-2425【直通】

「職場の人間関係が上手くいかない」「家庭の悩み事で仕事に集中できない」などの悩みについて、相談員が親身になって相談にのります。

本人、家族、同僚などなたからの相談でも結構です。ご希望に応じて、カウンセラーとの対面相談の日時を決定します。

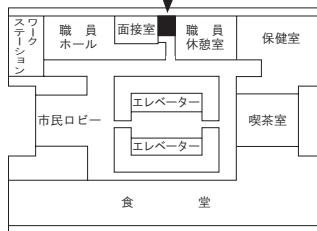
【相談受付】

月～金曜日

午前10時～午後3時30分

(相談は午後4時まで行います。時間外は留守番電話になっています。)

本庁舎16階健康相談室



ヒーリングCD貸出のお知らせ

リラクゼーション効果のあるCDを本庁舎16階健康相談室で貸し出しています。まず、電話で在庫の確認と予約をお願いします。

健康相談 市

産業医・保健師が、心と体の健康相談を行っています。

【産業医】

504-2679(直通)又は内線2378

504-2681(直通)又は内線2376

504-2682(直通)又は内線2368

【保健師】

504-2062(直通)

又は内線2365・2374・2375

【電子メールアドレス(相談受付)】

kenkosodan@city.hiroshima.lg.jp

●相談内容によっては面接相談を行います。

●禁煙相談も可能ですので、是非、ご相談ください。あわせて福利課HP「職員の禁煙の推進について」もご覧ください。

*④…広島市職員共済組合員が利用できます
*⑤…広島市職員が利用できます

〈プライバシーは守られます〉

なやみごと相談 市

☎223-7470【直通】

専門のカウンセラーによる、なやみごと相談を行っています。家庭の悩みごとや職場の人間関係、ハラスメントなど、こころの健康問題について相談やカウンセリングを行います。

【相談予約】

月～金曜日

(祝日、お盆及び年末年始を除く。)

午前10時～午後4時30分

【相談時間】

午前10時～午後8時(1回50分)

(土日祝日も含む毎日)

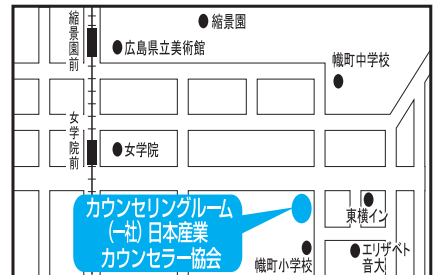
【相談方法】

あらかじめ、相談日時を電話で予約し、相談場所で面接の方法により行います。電話予約の際は、必ず「広島市の職員又は家族」で、「なやみごとの相談の予約」であることを教えてください。

【相談場所】

中区幟町3-1 第三山県ビル5階

(一社)日本産業カウンセラー協会)



仕事と家庭生活の両立支援相談窓口 市

☎504-2887【直通】

仕事と家庭生活(育児や介護等)との両立について、相談員(保健師)が相談をお受けします。

ご家族からの相談、匿名での相談も可能です。

【相談方法】

電話、e-mail、面談(要予約)でご相談ください。

【電子メールアドレス(専用)】

ryouritsu@city.hiroshima.lg.jp

【相談時間】

午前9時15分～午後4時

●相談内容は、原則、相談員以外に伝わることはありません。(秘密厳守)

互助会 招待事業 今後の募集予定

広響定期演奏会

募集時期	日時・場所	内容	募集人員	負担金
厚生だより 12月号	令和6年1月20日(土) 15:00開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第437回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】秋山 和慶 【トロンボーン】中川 英二郎 【女性コーラス】東京オペラシンガーズ* 【曲目】藤倉 大: トロンボーン協奏曲「Vast Ocean II」 (広響委嘱・世界初演) ホルスト(生誕150周年): 組曲「惑星」作品32*	23人	
厚生だより 1月号	令和6年2月23日(金・祝) 15:00開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第438回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】パ斯卡ル・ロフエ 【ピアノ】アレクセイ・ヴォロディン 【曲目】ドビュッシー: バレエ音楽「遊戯」 リスト: 死の舞踏 S.126 ショーンソン: 交響曲変ロ長調作品20	23人	S 席 2,700円 A 席 2,400円
厚生だより 2月号	令和6年3月2日(土) 15:00開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第439回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】クリスティアン・アルミンク 【曲目】スメタナ(生誕200周年・誕生日): 連作交響詩「わが祖国」 1. ヴィシェフラド 2. ゴルタヴァ(モルダウ) 3. シヤールカ 4. ボヘミアの森と草原から 5. ターボル 6. ブラニーク	23人	B 席 2,200円
	令和6年3月8日(金) 18:45開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	広島交響楽団特別定期演奏会 下野 竜也 音楽総監督ファイナル 【指揮】下野 竜也 【フルート】上野 由恵 【曲目】細川 俊夫: セレモニー —フルートとオーケストラのための ブルックナー(生誕200周年): 交響曲第8番ハ短調(ハース版)	27人	

2023

11

November

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6 ㊦12月分コテージ湯の山 利用抽選 ㊦11月分普通・特別貸付 申込締切	7	8 ㊦演劇等抽選申込締切	9 ㊦広響定期演奏会抽選申 込締切	10 ㊦各種給付締切 ㊦10月分各種給付金支払 ㊦貸付金繰上償還申込締 切	11
12	13	14	15 ㊦財形貯蓄11月分払戻請 求締切	16	17	18
19	20 ㊦12月分住宅貸付申込締 切 ㊦11月分育児・介護休業 手当金請求締切	21	22	23	24 ㊦貸付金繰上償還振込期 限 ㊦10月分育児・介護休業 手当金支払日 ㊦12月分産前産後休業掛 金免除申出締切	25
26	27	28	29	30 ㊦財形支払 ㊦11月分普通・特別、10 月分住宅貸付日 ㊦1月分コテージ湯の山 利用抽選申込期限		

㊦ 互助会 ㊦ 職員共済組合 ㊦ 福利課

月例受付

※事務局へのご連絡の際には、ダイヤルイン又は本庁内線電話番号をご利用ください。
締切・振込日が土・日・休日に重なった場合は変更になります。

互助会		職員共済組合	
ダイヤルイン 504-2063(福利係)		ダイヤルイン 504-2061(庶務係) 本庁内線 2361・2362	
給付 (本庁内線2358)	締切 20日 支払 翌月20日	普通貸付 特別貸付	締切 5日 貸付 末日
火災共済(加入) (本庁内線2355・6)	加入申込 随時 (加入日は翌月1日)	住宅貸付	締切 20日 貸付 翌月末日
福利課		貸付金 繰上償還 (一部返済・全額返済)	受付 10日まで 振込 23日まで 一部返済(1万円単位) 住宅貸付 50万円以上 普通・特別貸付 30万円以上
ダイヤルイン 504-2060又は本庁内線2357		育児・介護 休業手当金	締切 20日 支払 翌月25日
財形払戻 (解約・一部払出)	締切 15日 支払 末日	「厚生だより」の配付部数の変更	
財形積立 (中断・再開)	締切 15日 翌月給与より	全庁フォルダ内のファイルを直接修正で きない場合は下記へ必要部数をお知らせ ください。 福利課厚生係(互助会管理係) 082-504-2060(内線81-2357) 配付部数の変更期限は毎月10日	

※ 「市立病院機構」職員の財形貯蓄に関する手続きは、

市立病院機構本部事務局経営管理課 [ダイヤルイン 569-7816](tel:082-569-7816) まで!!